利用料金の取扱及び管理委託料の支払方法

森林公園の利用料金については、原則、利尻町森林公園の設置及び管理に関する条例（平成５年３月１５日条例第３号）の使用料に基づき徴収するものとする。

管理委託料は、応募時に提示された見積額をもとに、管理委託受託者（以下「受託者」という。）と協議のうえ決定する。管理委託料の支払時期、方法、見積の考え方については以下のとおりとする。

１．管理委託料の支払時期及び方法

（１） 支払時期及び方法

管理委託料は原則として、全体の委託料を 4 月～11 月までの 8 ヶ月で分割し、5 月～12 月までの毎月払いとするが、これによりがたい場合は利尻町と受託者が協議できるものとする。

（２） 光熱水費等（電気、上下水道料）の支払い

光熱水費等については、原則利尻町が直接支払いをするものとするが、基本的な管理業務以外（例えば自主事業の実施等）により増額したものについてはこの限りではないため、別途協議するものとする。

（３） 利用料金の収入について

当該業務に係る、公園施設利用者から徴収する利用料金については、原則として利尻町の収入とする。

なお、徴収した利用料金については、週報と合わせて次週の月曜日までに納入すること。ただし、月曜日が祝日の場合は翌日とする。

２．管理委託料の見積方法

管理委託料の見積額は、募集要領及び付属資料等の内容を十分に理解したうえで算出すること。なお、次に掲げる費用については管理委託料から除くこと。

（１） 光熱水費、通信運搬費等

前述のとおり原則利尻町が支払いをするため、見積額に含めないこと。

（２） 利尻町が貸与する備品等の更新に係る費用

原則として利尻町が負担するため、見積額に含めないこと。

（３） 自主事業に係る費用及び収入

自主事業については、管理委託料の対象としないため、見積額に含めないこと。

（４） 修繕料

予算の範囲内で、実績により精算払とするため、見積額には含めないこと。